

(令和6年4月1日施行)

令和5年度和歌山県介護職員処遇改善支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、介護職員の人材確保という喫緊の課題に対応するため、賃上げに必要な財政措置を早急に講じる観点から、和歌山県内に所在する介護サービス事業所・介護保険施設（令和5年度介護職員処遇改善支援補助金実施要綱（令和6年1月25日付け老発0125第5号厚生労働省老健局長通知別紙。以下「実施要綱」という。）4（1）に定める介護サービス事業所等。以下「介護サービス事業所等」という。）の介護職員に対して令和6年2月から5月までの間、2%程度（月額平均6,000円相当）の賃金改善を行うために必要な経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関しては、実施要綱及び和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2 この補助金の交付の対象となる事業は、実施要綱に定める介護サービス事業所等における介護職員処遇改善支援事業とする。

(補助対象者)

第3 この補助金の交付の対象者は、介護サービス事業所等を運営する者であって、実施要綱4（1）の要件を満たす者とする。

(賃金改善の要件)

第4 賃金改善は、実施要綱6に定める要件を満たし、且つ、賃金改善に要した費用は、交付する補助金の総額を上回らなければならない。

(介護職員処遇改善計画書)

第5 補助金の交付を受けようとする介護サービス事業所等は、介護職員処遇改善計画書（以下「計画書」という。）（別紙様式1）を令和6年4月24日までに知事に提出しなければならない。

なお、令和6年4月24日以降に開設等を行う場合は、この限りでない。

2 計画書は法人単位で作成するものとする。

(交付申請)

第6 この交付金の交付の申請は、第5に基づく計画書の提出をもって、申請したものとする。

2 申請金額については、和歌山県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）において、賃金改善実施期間における賃金改善実施月ごとに第7に規定する方法により算定した補助額の合計額とする。

(補助額の算定方法)

第7 この補助金の補助額の算定方法は、実施要綱5に定めるところとする。

(交付決定)

第8 知事は、計画書の提出があったときは、当該計画書の審査により、補助金を交付すべ

きものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をするものとする。

知事は、第6に基づく交付申請を行った事業者に対し、賃金改善実施期間における賃金改善実施月ごとに第7に規定する方法により算定した補助額の合計額を交付決定するものとする。

（交付の条件）

第9 規則第6条の規定により補助金の交付に際し付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）し、中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- （2） 補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告をしてその指示を受けなければならない。
- （3） 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（交付決定の通知）

第10 規則第7条の規定による交付決定の通知は、規則第22条の規定により省略する。

（補助金の支払い）

第11 補助金の支払いは、令和6年2月分から同年5月分を合わせて支払うこととする。

（補助金等交付請求書）

第12 規則第16条の規定による補助金等交付請求書は、規則第22条の規定により省略する。

（実績報告）

第13 規則第13条に規定する実績報告を行う際は、次の書類を令和6年11月末日までに知事に提出しなければならない。

- （1） 介護職員処遇改善支援補助金実績報告書（別紙様式2）
- （2） その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第14 知事は、実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

（変更の届出）

第15 実施要綱7（4）に定める変更の届出を行う際は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- （1） 会社法（平成17年法律第86号）の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合は、計画書等（別紙様式1）並びに当該事実発生までの賃金改善の実績及び承継後の賃金改善に関する内容を記載した書類
- （2） 複数の介護サービス事業所等について一括して申請を行う事業所において、当該申請に係る介護サービス事業所等に変更（廃止等の事由による。）があった場合は

計画書等（別紙様式1）

（3） その他知事が必要と認める書類

（特別な事情に係る届出）

第16 実施要綱7（5）に規定する特別な事情に係る届出を行う際は、介護職員処遇改善支援補助金に係る特別な事情に係る届出書（別紙様式3）を知事に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第17 知事は、補助対象者が次のいずれかに該当する場合、既に交付された補助金の一部または全部を返還させることができる。

（1） 実施要綱に定める交付要件を満たさない場合

（2） 過誤調整等により事後的に補助対象期間の総報酬が変動し、補助金の額が既交付額を下回った場合

（3） 虚偽又は不正の手段により補助金を受けた場合

（その他）

第18 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。